

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 那珂川市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

那珂川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、第2次那珂川市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)の基本理念である「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、活動計画、法・委託事業計画及び自主事業計画の推進等と地域、住民、行政及び様々な団体と協働してあらゆる地域生活課題への対応及び地域における住民ニーズに即した在宅福祉サービス等の充実等に努め、地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)の取り組みを進め、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会がつながり、参画することで、その人らしい生活ができる「地域共生社会」の実現に取り組みます。

2. 重点目標

○活動計画

<人と人がつながる地域づくり>

(1) 住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制づくりの推進

人と人とのつながりを強め、「顔の見える」関係のできる地域づくりを推進します。

① 地域福祉活動推進事業

だれもが地域でいきいきと自立した生活を送れることを目指し、共に支え合い、助け合いの地域づくりを進める。

② 地域包括ケア体制事業

だれもが住み慣れた地域でいきがいをもって生活を続けられるよう地域の実情に合わせた支え合いの体制づくりの構築を目指す。

③ 包括的支援体制事業

だれもが住み慣れた地域で暮らし続けるために、全世代型・包括的な支援の仕組みづくりなどを進める。

(2) 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

地域福祉活動の財源である社協会員制度における会費の充実及び共同募金運動における募金の充実並びに新たな財源の確保に努めます。

① 地域福祉活動財源確保事業

地域福祉活動の財源である社協会員制度の推進及び共同募金運動の啓発、促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求める。また、新たな活動財源の確保を推進する。

＜安心して暮らす地域づくり＞

(1) 災害時及び防犯活動の連携・協力体制づくり

平常時から市や近隣市社協等との連携・協力体制づくりに努め、災害時における対応能力の向上を図るとともに、地域の防犯力の向上に推進します。

① 福祉避難所事業

災害時に高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所を市と連携して運営を行う。

② 災害ボランティアセンター事業

災害時に市の災害対策本部からの要請により、災害ボランティアセンターを設置し、市や県・近隣市社協と連携して運営を行う。

③ 防犯活動事業

地域ぐるみで情報を共有し、ささえあい、助け合いながら、地域の安全を守る対策を進める。

(2) 地域における公益的な取り組みの協働・展開の推進

地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性及び資源を活かした展開や支援を推進します。

① 生計困難者に対する相談支援事業

那珂川社会福祉法人協議会と連携し、生計困難者に対して相談支援を行い、公的制度につなげるために、公的制度が即応できない臨時的又は緊急的なニーズに対して一時的な経済的援助を行う。

(3) 権利擁護事業の拡充

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、地域での生活支援に向けた相談・生活支援体制づくりや判断能力が十分でないため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行います。

① よろず相談事業

住民の様々な生活課題に対して、適切な助言、援助、支援及び専門機関との連携を行い、住民の自立支援等を推進する。

② 福祉サービス利用援助事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理等を援助する。

(4) 情報発信の充実

地域での福祉活動、福祉サービス及び地域課題についての情報を広く住民に知らせるとともに、社協や民生委員・児童委員等の認知度を図ります。

① 広報・啓発活動事業

地域での福祉活動、福祉サービス、地域の課題などを広く住民に知らせていく。

<いきいきと暮らす地域づくり>

(1) 健康づくりと介護予防

住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れる地域の実現を目指します。

① 一般介護予防事業

住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるよう介護予防教室等を行う。

② 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる運動等の場の設置を行う。

(2) ボランティア活動

だれもが自分のできることを活かせる地域を目指して、地域の中で活躍できるようきっかけづくり、場の提供やつながりづくり、ボランティア活動の相談支援、ボランティア団体等の活動・運営を支援します。

① ボランティアの育成と活動推進事業

地域で活躍できる人材を増やしていくために、ボランティアをしたいという人が気軽に参加できるようにボランティア講座を実施し、ボランティア活動を円滑に行うためにボランティア活動保険及びボランティア団体が継続的に活発な活動を行うことについての情報提供を行う。

② ボランティア支援センターの共同運営事業

地域及びボランティア団体等と協力して、福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を明らかにし、住民とともに福祉課題の解決に向けて地域福祉活動を推進する。

○法・委託事業計画

(1) 在宅福祉サービス等の充実

「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という気持ちを大切に、支えられる地域づくりを推進し、在宅福祉サービス等の充実に努めます。

① 介護保険事業

介護保険法に基づく介護保険事業の運営、管理を行う。

② 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営、管理を行う。

③ 配食サービス事業

那珂川市配食サービス事業実施要綱に基づき、高齢者等の健康と自立した生活の向上を図る。

④ 児童福祉法に関連する支援事業

那珂川市産前・産後家事育児支援ヘルパー派遣実施要綱及び那珂川市養育支援訪問実施要綱に基づき、児童及び保護者の育児や家事に関する援助を行うことにより、子育て支援等を図る。

(2) 地域包括ケア体制の推進

地域包括ケア体制の推進を目指します。

① 地域包括支援センター事業

那珂川市包括的支援事業等の実施に係る方針に基づき、業務の円滑で効果的な実施を目指す。

(3) 福祉センターの充実

子どもから大人までが憩いの場として利用できる地域福祉の拠点としての福祉センターの充実を目指します。

① 福祉センター指定管理事業

令和3年度から令和7年度の5年間、市から福祉センターの指定管理を受けているので、福祉センターの管理運営の充実に努める。

○自主事業計画

(1) 相談・貸付の充実

広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うとともに、低所得者等の生活の安定を図るなどの支援を行うことで地域住民の福祉の増進を図ります。

① 心配ごと相談事業

日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、社協が気軽に相談できる窓口であることを住民に周知する。

② 資金の相談・貸付事業

低所得者等の生活の安定を図るなどの支援を総合的に行う。

(2) 組織・職員スキルの向上

職員の業務事務の円滑化、責任の明確化及び職員間の連携並びに職員の育成体制の構築を図り、組織・職員スキルの向上を目指します。

① 組織スキル向上事業

組織スキルの向上を図るため、人事施策、人事管理、人事労務等の仕組みづくりを進めるとともに、中間管理職の組織体制の構築と育成を図る。

② 職員スキル向上事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修等の充実を図る。

(3) 事業運営の透明性等の向上

事業運営の透明性の向上を図るため、文書管理システム、情報公開制度及び個人情報保護制度の確立・推進と良質なサービスを提供します。

① 文書管理システム事業

社協の公文書を適正かつ円滑に管理する仕組みづくりを目指す。

② 情報公開制度事業

社協が保有する情報の公開に関し、公正で透明性のある運営を推進する。

③ 個人情報保護制度事業

社協が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、適正かつ円滑な運営を推進する。

(4) 経営基盤強化及び安定化事業

経営の基盤強化及び安定化を図るため、「経営五カ年基盤強化・安定化計画(中期経営計画)」の策定事業に取り組みます。

① 経営基盤強化及び安定化事業

本社協が地域福祉推進の中核的存在として、その役割を安定・継続的に推進していくためには、経営基盤の強化と安定が必要ですので、「経営五カ年基盤強化・安定化計画(中期経営計画)」の策定に取り組む。

(5) 法人運営事業

社会福祉法人制度改革の推進のため、社協経営組織の役割の明確化及び財務関係の適正かつ公正な支出管理等を図ります。

① 法人運営事業

社協の理事会、評議員会等を適切に運営する。

3 実施事業計画

○活動計画

＜住民参加の地域福祉及び地域包括ケア並びに包括的な支援体制づくりの推進＞

1 地域福祉活動推進事業

(1) 福祉ネットワーク推進地区支援事業

ふれあいサロン、子育てサロンの支援や福祉委員長会を開催するとともに、各行政区の福祉活動に対する支援を行う。

(2) 福祉出前講座事業

住民が集まる会合等に職員を講師として派遣し、地域福祉に関する学習やレクリエーション・健康体操などを行うことで、地域で支え合う地域づくりと健康づくりを行う。

(3) 高齢者福祉事業

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らしていけるように支援を行う。

(4) 児童福祉事業

子どもたちが、福祉教育サポーターの支援のもと、福祉を知るきっかけをつくることで、「思いやり」や「お互い様」の気持ちを知る機会をつくるため、福祉教育事業などを行う。

(5) 一人親家庭福祉事業

様々な事情で、一人親家庭が増加している。市内の一人親家庭福祉団体の活動支援を行う。

(6) 心身しょうがい児・者福祉事業

しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指すため、たけのこクラブ、バンブーカフェ、精神保健福祉講座などを行う。

(7) 在宅福祉事業

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのための支え合いの仕組みを構築するため、特約訪問・通所介護、緊急時等短期家事・介護サービス、にこにこお助けサービスなどを行う。

(8) 福祉バス運行事業

福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスを運行する。

(9) 地域づくり事業

地域の中の様々な福祉課題について「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として考える機会をつくり、地域全体でお互い様といえる関係づくりが出来るように、地域福祉を考えるつどい、ボランティアフェスタ支援、人権フェスタ共催及び在宅介護者支援事業を行う。

2 地域包括ケア体制事業

住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしのできるよう地域における支え合いの体制づくりの推進を行う。

3 包括的支援体制事業

全世代型・包括的な支援の仕組みをつくるとともに、地域の福祉ニーズに合わせた講座の企画・運営、福祉活動の支援者等の育成に取り組むために、生活圏域を担当する地域福祉コーディネーターの配置を行う。

＜地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保＞

4 地域福祉活動財源確保事業

(1) 社協会員制度推進事業

住民の会費により、地域福祉の推進に必要な地域活動を支援するため、広報啓発推進、会費運営推進及び組織体制充実事業に取り組む。

(2) 共同募金運動推進事業

共同募金により、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動や福祉団体などを支援するため、募金運営推進、広報・啓発推進及び組織体制充実事業に取り組む。

(3) 共同募金運動活性化事業

共同募金運動の充実のため、募金活動の活性化に取り組むため、寄附つき商品開発及びイベント開催事業を行う。

(4) 歳末たすけあい運動推進事業

共同募金運動の一環として、地域生活課題に対応するとともに、だれもが安心して年末の時期を過ごすことができる財源となる年末たすけあい運動(12月1日から12月31日)の取り組みに向けた検討を進める。

＜災害時及び防犯活動の連携・協力体制づくり＞

5 福祉避難所事業

災害発生時、いかなる場合でも福祉避難所を開設できるように、職員の研修及び避難所に必要な資材等を市と協議して準備を進めるため、福祉避難所設置準備及び運営事業などを行う。

6 災害ボランティアセンター事業

災害発生後、市の災害対策本部から、いかなる場合に災害ボランティアセンターの設置の要請があっても、同センターが設置できるように、職員の研修及び同センターに必要な手配や資材等を市や県社協と協議して準備を進めるため、同センター設置運営事業などを行う。

7 防犯活動事業

地域ぐるみの防犯活動を進めるため、防犯活動の啓発や情報提供を行う。

＜地域における公益的な取り組みの協働・展開の推進＞

8 生活困難者に対する相談支援事業

(1) ふくおかライフレスキュー事業

生計困難者に対する相談支援事業を行うため、福岡県社会福祉協議会等が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に参画し、那珂川社会福祉法人協議会、市等と連携する。

(2) 法人協議会支援事業

市内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福

祉課題を受けとめ、連携・協働しながら社会貢献事業の取り組みを考える場をつくる。

(3) アウトリーチ事業

地域に出向いていくことで、公的制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組む。

<権利擁護事業の充実>

9 よろず相談事業

地域住民が気軽に相談できるよろず相談員を配置し、相談窓口の充実を目指すため、よろず相談運営事業などを行う。

10 福祉サービス利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業

認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理を援助し、あわせて、事業を支える生活支援員の養成を行う。

(2) 成年後見制度啓発事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、精神しょうがい、知的しょうがいなどで、判断能力が十分でない方も自分自身の暮らし方を自分で当たり前のように決めていける地域づくりを目指す。

(3) 成年後見制度促進体制構築事業

成年後見制度の促進を図るため、地域連携ネットワークの構築に向けた検討を進める。

<情報発信の充実>

11 広報・啓発活動事業

(1) 社協だより発行事業

住民にわかりやすく、見やすく、手に取っても読んでもらえるように社協だよりの充実を図る。

(2) ホームページ・SNS 更新事業

社協事業をより早く、広く、多くの人にPRしていく。

(3) 調査・研究活動事業

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるかを検討する。

<健康づくりと介護予防>

12 一般介護予防事業

高齢者を対象に、健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進する

ため、介護予防教室事業などを行う。

13 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる健康づくり運動事業を行う。

＜ボランティア活動＞

14 ボランティアの育成と活動推進事業

ボランティア情報等の発信支援、ボランティア育成とスキルアップ支援、活発なボランティア活動を行うための団体支援などを行う。

15 ボランティア支援センターの共同運営事業

市、NPO、社協の3者でボランティアが活動しやすいボランティア支援センター運営を行う。

○法・委託事業計画

＜在宅福祉サービス等の充実＞

16 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

指定訪問介護事業所において、要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の生活援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

(2) 通所介護事業

指定通所介護事業所において、利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(3) 居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所において、介護保険認定を受けた利用者への専従介護支援専門員が利用者の自立支援のため、より充実したケアプランの作成に努め、利用者の希望や自己負担及び介護給付の上限を踏まえてサービス計画の調整を行い、特定事業所加算Ⅱ算定事業所としての機能、運営を進める。

(4) 介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所において、要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、高齢者自身が地域における自立した生活が送れるよう支援する。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す。

(6) 業務継続計画(BCP)事業

大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた業務継続計画(BCP)の推進に努める。

17 障がい福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院等介助、同行援護、その他生活全般にわたる援助を行う。

(2) 地域生活支援事業

指定居宅介護事業所において、障がいを有する利用者への移動支援を行う。

(3) 相談支援事業

指定相談支援事業所において、障がいを有する利用者や介護保険認定を受けた利用者に対し、相談に応じ、助言や連絡調整の必要な支援を行うなどサービス利用計画の作成を行い、訪問介護事業所等へ利用者を依頼し、訪問介護事業所等の連携により利用者の自立支援等を行う。

18 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上と安全・安否確認の徹底を図る。

19 手話奉仕員養成講座事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する機会をつくることで、意思疎通を図る事に支障がある聴覚しょうがい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりを目指す。

20 児童福祉法に関連する支援事業

子育て支援等を行うため、ヘルパーを自宅に派遣し、児童及び保護者の育児及び家事に関する援助を行う。

<地域包括ケア体制の推進>

21 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等に包括的かつ継続的に対応する。

22 認知症地域支援推進員事業

認知症地域支援推進員を置き、認知症に関する相談や支援、地域づくりを推進する。

<福祉センターの充実>

23 福祉センター管理運営事業

デイサービスセンター、相談室、ロビー、風呂、ふれあい交流室、会議室

などの管理及び運営の充実を図る。

24 福祉センター機能充実事業

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させる。また、講座イベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を含め、楽しみづくりの機会を提供する。

○自主事業計画

<相談・貸付の充実>

25 心配ごと相談事業

心配ごと相談員及び弁護士による、住民が日常生活上のあらゆる相談を行うことのできる相談所を開設する。

26 資金の相談・貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事務受託事業

低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより生活の安定を図る。

(2) つなぎ資金貸付事業

生活保護世帯主、生活保護申請世帯主及び生活困窮にある世帯主に対し生活維持にあたって緊急を要する等の事由により、必要とする資金の貸付(上限20,000円)を行う。

<組織・職員スキルの向上>

27 組織スキル向上事業

(1) 職員プロジェクト事業

社協事業の進捗確認や課題・問題点を検討するため、プロジェクトチームとして職員間で組織し、組織スキルの向上を図る。

(2) 資格取得支援事業

社協事業に必要とする、職員の資格取得を支援する。

(3) 人事考課制度事業

組織スキルの向上を図るため、職員の業務の遂行度、業績、能力を評価し、給料、賃金や昇任、昇格等の人事施策に反映させる仕組みを推進する。

(4) 労働時間管理制度事業

職員の健康管理等の観点から、職員の労働時間の状況を客観的かつ適切な方法で把握する仕組みを推進する。

(5) メンタルヘルス対策事業

職員の健康管理等の観点からストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みを進める。

(6) 人事労務管理システム制度事業

職員の人事、労務管理の観点から、職員の情報、雇用状況、人事異動履歴等の状況をデータベースで把握する仕組みづくりを構築し、人事労務の情報

管理業務の効率化を推進する。

(7) 中間管理職体制確立事業

社協の組織体制の充実と組織力の強化を図るため、中間管理職の構築、育成体制の確立の取り組みを進める。

28 職員スキル向上事業

(1) 職員研修事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修体制の構築を目指す。

(2) 研修会支援事業

研修を義務付けられている専門職に対する受講を支援する。

＜事業運営の透明性等の向上＞

29 事業運営透明性向上事業

(1) 文書管理システム事業

公文書の保存年限を明確にし、保存終了した公文書は適切に廃棄する仕組みを推進する。

(2) 情報公開制度事業

社協が保有する情報の公開の仕組みにより、公正で透明性のある運営を推進することにより、社協に対する住民の理解と信頼の確保を図るため、情報公開制度を推進する。

(3) 自己評価・第三者評価制度事業

自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう進める。

(4) 個人情報保護制度事業

社協が保有する個人情報の適正な取扱いの確保の仕組みにより、適正かつ円滑な運営を推進することにより、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護制度の見直しを進める。

＜経営基盤強化及び安定化事業＞

30 経営基盤強化及び安定化事業

「経営五力年基盤強化・安定化計画(中期経営計画)」を策定することにより、本社協の経営基盤の強化及び安定化を図り、地域福祉推進の中核的存在としての役割を安定・継続的に推進する。

＜法人運営事業＞

31 法人運営事業

理事会、評議員会の開催、理事の一斉改選、評議員の改選、評議員選任・解任委員の改選、法人の事業認可等の手続き、届出(資産の変更登記)、財務諸表チェック体制の確立、役員等の報酬及び費用弁償の見直しに取り組む。